



伊勢志摩サミット開催記念企画 III

～生鮮食品に統一のマークを付けて販売しよう～

みえフードイノベーション・ネットワーク事務局
(三重県農林水産部フードイノベーション課)

◆企画概要◆

みえフードイノベーション・ネットワーク事務局から提示する伊勢志摩サミット関連の**統一のマーク**を生鮮食品の包装紙等に印字、又は、統一マークのシールを貼付し、**一斉に販売**します。

【申請生鮮食品の要件】 次の①及び②に該当する商品であること。

- ①三重県で生産している農林水産生鮮食品であること。
 - ②公序良俗に反しない農林水産生鮮食品であること。
- ※生鮮食品を加工した商品については、「企画Ⅰ」で募集しています。

【申請事業者の要件】 次のすべての要件を満たすこと。

- ①みえフードイノベーション・ネットワークの会員であること。
- ②生産者の場合には、屋号をつけていること。
- ③加工、販売等に関する関係法令等の許可の取得や届出等を行っていること。
- ④都道府県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- ⑤申請事業者、代表者、役員、その他業務に関わる従業員が、刑法等法令又は条例、規則に違反する行為を行っていないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に該当する暴力団または暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体及びその構成員でないこと。
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)による規制の対象とされている業種、その他公序良俗に反していないこと。

【申請の方法】

別紙申請用紙に必要事項を記入のうえ、該当生鮮食品の画像データを添付し、みえフードイノベーション・ネットワーク事務局まで、メール(メールでの受付限定)でお申込ください。

【第1次申請締め切り日】 平成27年9月30日(水) 17:15まで

◆留意事項◆

- ①第1次申請該当生鮮食品の一斉発売日は、**平成27年11月21日(土)**を予定しています。
- ②販売する生鮮食品は、県内外(国外含む)で発売する商品全部を対象にしています。
- ③申請いただいたデータは、個人を特定する情報を除き、ホームページ、パンフレット等で公開することを前提に、ご了承のうえ、お申込ください。
- ④みえフードイノベーション・ネットワークは、三重県農林水産部フードイノベーション課が事務局となります。加入は、**無料**、連絡は、すべてメールで行いますので、あらかじめ、ご了承ください。
- ⑤みえフードイノベーション・ネットワークへの加入は、「みえフードイノベーション」と検索いただくと、ホームページからダウンロードできます。できるだけ、加入申込書もメールで送付ください。
- ⑥申請結果の可否につきましては、申請後、みえフードイノベーション事務局から通知します。
- ⑦統一のマーク印刷等に掛かる経費は、申請者の負担となります。

申込み先(問い合わせ先): 三重県農林水産部フードイノベーション課
電話: 059-224-2391・FAX: 059-224-2521・E-mail: f-innov@pref.mie.jp